

復本第707号
令和4年4月8日

福島県知事様

復興庁統括官
(公印省略)

福島国際研究教育機構の施設及び仮事務所の立地について（照会）

東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生に関し、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）については、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）及び「国際教育研究拠点の法人形態等について」（令和3年11月26日復興推進会議決定）等のこれまでの決定文書の内容等を踏まえ、今通常国会に機構を設立するための福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の改正案を提出するとともに、令和4年3月29日に開催された復興推進会議において、機構の基本構想を決定したところです（別添1・別添2参照）。

基本構想においては、これまでの決定文書等を踏まえ、機構の施設及び仮事務所の立地について、「避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて福島県が検討し、その意見を尊重して国が決定する」こととしており、これに基づき、下記のとおり貴県の意見を伺います。

記

1 照会内容

(1) 施設の立地について

- 機構の施設整備に最も適する立地について、避難指示が出ていた地域を基本として、市町村からの提案・熱意等を踏まえた貴県の意見をご回答願います。

その際、広域自治体である貴県における浜通り地域等全体のまちづくり構想も重要であることを踏まえて、選定の理由を併せてご提出願います。

- 市町村からの提案内容については、基本構想を踏まえ、円滑な施設整備の観点や、研究者が安心して研究や教育活動に打ち込むことができる生活環境、

地元市町村の復興・まちづくり計画等との関係、地元の理解・協力等の観点（周辺環境等の観点）から、総合的に評価をお願いします。

その際、整備に要する期間や機構の地域への波及効果等に十分留意いただくとともに、機構の研究開発等の成果を生かしたまちづくりや、立地による経済的・社会的な効果を生かした環境整備等についても適切に配慮をお願いします。

- 円滑な施設整備の観点については、以下に示す内容を踏まえていただくようお願いいたします。

【円滑な施設整備の観点】

- ・法令による制約
（都市計画法上の制約、高さ制限、その他の法令上の制約等）
- ・自然災害リスク
（津波、土砂災害等の危険性等）
- ・土地の形質
（面積、形状、土地の高低差、拡張可能性等）
- ・工事の円滑な実施
（避難指示の状況、接道要件、既存インフラ、土壌汚染、地中埋設物等の有無等）
- ・土地取得のしやすさ
（地権者数(公有地の有無を含む)、地権者の意向(取得調整に要する想定期間)、既存建築物等の状況、地籍調査の実施状況等） など

- 周辺環境等の観点については、以下の内容を参考に、貴県においてご検討をお願いします。

【周辺環境等に関する観点】

- ・交通アクセス
（最寄り駅、ICからのアクセス等）
- ・生活環境
（生活インフラの整備状況等）
- ・研究開発分野における連携
（既存研究施設からのアクセス、関連企業等の取組、実証フィールドの提供等）
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進
（交流人口拡大の取組、地元企業の参画の取組、人材育成の取組等）
- ・地元の受入体制
（地元住民の理解と交流、研究者の受入体制等）
- ・広域的な地域デザイン
（地元の復興・まちづくり計画等との関係、他地域との連携・波及効果等） など

(2) 仮事務所の立地について

- 機構が令和5年4月(予定)の設立時点で仮事務所として入居する物件について、関係市町村からの提案を踏まえた貴県の意見をご回答願います。
- 入居物件の選定に当たっては、別紙の要件を踏まえていただくようお願いいたします。
- 別紙に記載のとおり、仮事務所は令和5年4月に設置予定であり、令和4年度中に所要の準備作業を行う必要があることから、選定作業に際しては、仮事務所の準備工程への対応の可否や、改修事業者の指定など準備作業に関わる物件所有者の意向等について、国と十分に確認・調整いただき、所要の準備作業が円滑に進められるようご配慮をお願いします。
- 国は、仮事務所として入居する物件について、必要な調査を行うので、ご承知おきいただくようお願いいたします。

2 今後の進め方

- 1(1)及び(2)の貴県の意見については、8月末までにご回答願います。
- 関係市町村に機構の立地及び仮事務所の立地について提案を依頼いただく際には、市町村に対して、以下の点を十分に理解いただいた上で提案いただくよう、伝達をお願いします。
 - ・機構の施設・設備に、基本構想に記載した加速器・動物実験施設等が含まれることについて、地元の十分な理解が必要であること。
 - ・立地決定後は、円滑な施設整備に向けて、用地の確保や施設周辺の交通環境整備を含む都市計画等の所要の手続きを迅速に進めるための協力等が必要となること。
- 基本構想において、「機構の立地及び仮事務所の立地については、令和4年9月までの決定を目指す」こととしており、貴県における立地の検討については、検討の工程も含めて、適時国と共有・相談いただくようお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

復興庁福島国際研究教育機構準備室
伊藤、大竹、影山

電話 03-6328-0264

メール atsuya.ito.e7t@cas.go.jp

kota.otake.m3x@cas.go.jp

takanori.kageyama.v9f@cas.go.jp

福島国際研究教育機構の仮事務所の要件について

1. 物件条件

- ・面積が1, 000㎡程度であること。
(原則同一フロアで上記面積が確保できることが望ましいが、複数階となる場合には連続することでも可とする)
(機構が実施する業務機能の拡大に伴い、順次必要な人員の規模の確保を図る観点から、拡張可能性があることが望ましい。)
- ・令和4年度の賃貸借に関する予算は、4, 603千円以下であること。
(賃貸物件の改修については、2か月程度を見込んでいる。契約解消時には原状回復を行うことから敷金を必要としない。)
- ・賃貸借期間は、改修開始時から機構施設の完成まで賃貸可能なこと。

2. 選定に際しての考え方

- ・機構の職員の住居・生活環境を考慮すること。
- ・仮事務所への交通手段など通勤環境を考慮するとともに、仮事務所と機構施設との円滑な連携を図るため、施設間の交通アクセスを考慮すること。

3. 留意事項

- ・仮事務所は令和5年4月1日設立予定のため、令和4年度中に所要の準備作業を行う必要があることを踏まえ、物件を選定すること。
(備品の搬入等に要する期間を考慮すると、令和5年2月中旬には室内の改修を終える必要がある。)
- ・県は候補地選定に際し、上記工程に対応可能な物件であるかを国と十分調整するとともに、物件所有者の意向(改修事業者等)も確認し、国との交渉が円滑に進められるようにすること。
- ・選定作業から仮事務所開設まで、国・県・市町村担当者間で密接に連携できるようにすること。

(参考：望ましい要件)

(工程)

- ・使用に当たり、間仕切り工事等によるレイアウトの変更が可能であること。

(設備)

- ・物件が地上階にあり、同一フロアに専有部分以外がある場合には、業務を支障なく行うことができるよう防音設備が施されていること。
- ・物件が2階以上の場合にはエレベーターが装備されていること。
- ・物件のセキュリティが確保されており、入退室が原則24時間365日可能であること。
- ・照明設備、電力設備、情報通信設備、空調設備、防災設備が整備されていること。
- ・耐震基準を満たしていること。
- ・同一フロアにトイレ及び給湯室があること。
- ・駐車場を備えていること。